

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会 生活応急資金規程

令和 3 年 7 月 1 5 日 一部改正

（目 的）

第 1 条 この規程は、一時的に生活に困窮している世帯に対し、応急的な資金の貸付を行い、生活の安定と生活意欲の助長を図ることを目的とする。

（貸付の対象）

第 2 条 貸付の対象は、次の各号に該当する世帯とする。

- （1）本市に 3 ヶ月以上居住し、引き続き居住する世帯
- （2）他から援助を受けることが困難な世帯
- （3）償還能力及び更生意欲がある世帯
- （4）原則として民生委員が必要と認めた世帯

（貸付限度額）

第 3 条 貸付限度額は、原則として 3 万円以内とする。

（貸付期間等）

第 4 条 貸付期間は、貸付の翌月から 6 ヶ月以内とする。

2 貸付金は、無利子とする。

（連帯保証人）

第 5 条 連帯保証人は市内に居住し、保証能力を有する者とする。

2 連帯保証人は、借受人が負担する一切の債務について、借受人と連帯して保証債務を負い、その履行については、この規程に従うものとする。

（借入手続）

第 6 条 この資金の貸付を受けようとする者は、生活応急資金借入申込書（様式第 1 号）、（暴力団該当性情報照会に関する）同意書（様式第 1 号－1）に必要事項を記入し、生活応急資金民生委員意見書（様式第 2 号）を添えて、会長に提出しなければならない。

（貸付決定）

第 7 条 会長は、前条の書類に基づき貸付の可否及び貸付額を決定し、申込者に通知するものとする。

2 申込者は、生活応急資金借用書（様式第 3 号）を会長に提出するものとし、貸付金を受領するものとする。

(償還方法)

第8条 償還方法は、一括又は月賦等の方法による。

(償還の猶予及び免除)

第9条 会長は、天災その他やむを得ない事情で借受人が償還期限内に償還不可能となった場合、その償還を猶予することができる。

2 会長は、次の各号の一に該当する場合、その償還を免除することができる。

- (1) 借受人が死亡した場合で、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難と認められるとき
- (2) 借受人が償還期限到来後5年以上所在不明となっている場合で、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難と認められるとき
- (3) 償還期限到来後5年経過してもなお借受人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき

(貸付金の返還)

第10条 会長は、次の各号に該当するときは、貸付金を返還させなければならない。

- (1) 市外へ転出しようとするとき
- (2) 借入申込書に虚偽の記載があったとき
- (3) この貸付の趣旨に反する行為があったとき

(届出事項の変更)

第11条 借受人及び連帯保証人に氏名、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに変更届書(様式第4号)を提出しなければならない。

(委 任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和44年7月1日から施行する。
この規程は、昭和47年11月20日から施行する。
この規程は、平成4年4月1日から施行する。
この規程は、平成18年12月12日から施行する。
この規程は、平成24年5月25日から施行する。
この規程は、平成28年5月25日から施行する。
この規程は、令和2年5月15日から施行する。
この規程は、令和3年7月15日から施行する。